

様式第1号（第7条関係）

事業計画書

1 事業者に関する事項

発電事業者	住 所	岐阜県多治見市大原町1丁目57番地1
	氏 名	有限会社 名里興業 連絡先 0572-27-6232
設 計 者	住 所	東京都あきる野市二宮 1080-1
	氏 名	富岳エナジー株式会社 連絡先 0120-533 345
工事事業者	住 所	東京都台東区上野 7-11-10 上野第9 秦ビル 地下1階
	氏 名	LEC株式会社 連絡先 03-5830-1122
維持管理業者	住 所	東京都台東区上野 7-11-10 上野第9 秦ビル 地下1階
	氏 名	LEC株式会社 連絡先 03-5830-1122

2 太陽光発電事業に関する事項

事業区域の住所	東松山市大字東平字原山 1955 番 2 他（別紙参照）
事業区域の面積	1559 m ²
土地の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 発電事業者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
管理棟の有無	有（床面積 m ² ） ・ <input checked="" type="radio"/> 無
伐採面積	0 m ²
伐採届出	一 年 一 月 一 日付 届出済
除根	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
伐採木竹処分方法	場外搬出処分： なし 0 m ³ ・その他（ ）
切土量： 0 m ³ 盛土量： 0 m ³ 埋土量： 0 m ³	
残土処理量（搬入）：	0 m ³
（搬出）：	0 m ³
法面整形の面積 切土法面： 0 m ² 盛土法面：	0 m ²
空地の緑化方法：	で 0 m ³
法面の緑化方法：	で m ³

3 太陽光発電設備に関する事項

発電出力	49.50 kW	
太陽電池の合計出力	91.67 kW	
太陽光モジュールの面積	447.76 m ²	
基礎構造	コンクリート基礎	m ² ・本
	直接基礎	m ² ・本
	その他	スクリュー杭 62 本
パワーコンディショナーの出力及び設置台数	4.95 kW	10 台
	kW	台

4 維持管理計画（事業廃止時に関する事項を含む）

太陽光発電事業実施期間	許可後から永続
維持管理頻度	3～5回年
維持管理内容	年4回（4・6・7・9月）除草作業、電圧・ケーブル接点圧着等確認・目視点検・架台増締め等
実施期間満了後の予定	事業廃止予定はなし
事業実施期間における事業譲渡の予定	なし

5 安全対策に関する事項

防犯灯	0 基
防護柵（高さ）	1.2m
消防施設	無し（変電設備を設けないため）
集排水路	（使用資材・延長） なし
調整池	（構造・貯留量） なし
浸透施設	（構造・貯留量）

接道状況 西側	市道	に	26.6m	接道
その他				

6 財政計画

撤去費用等に関する費用積立に関する計画	年間5万円ずつ稼働期間中は永続
再エネ特措法に基づく積立の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
再エネ特措法に基づかない積立の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
積立費用	積立期間：20年間 毎年の積立額の予定金額：50000円 最終的な積立予定額：1000000円
火災保険等の加入予定	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無

7 緊急連絡表

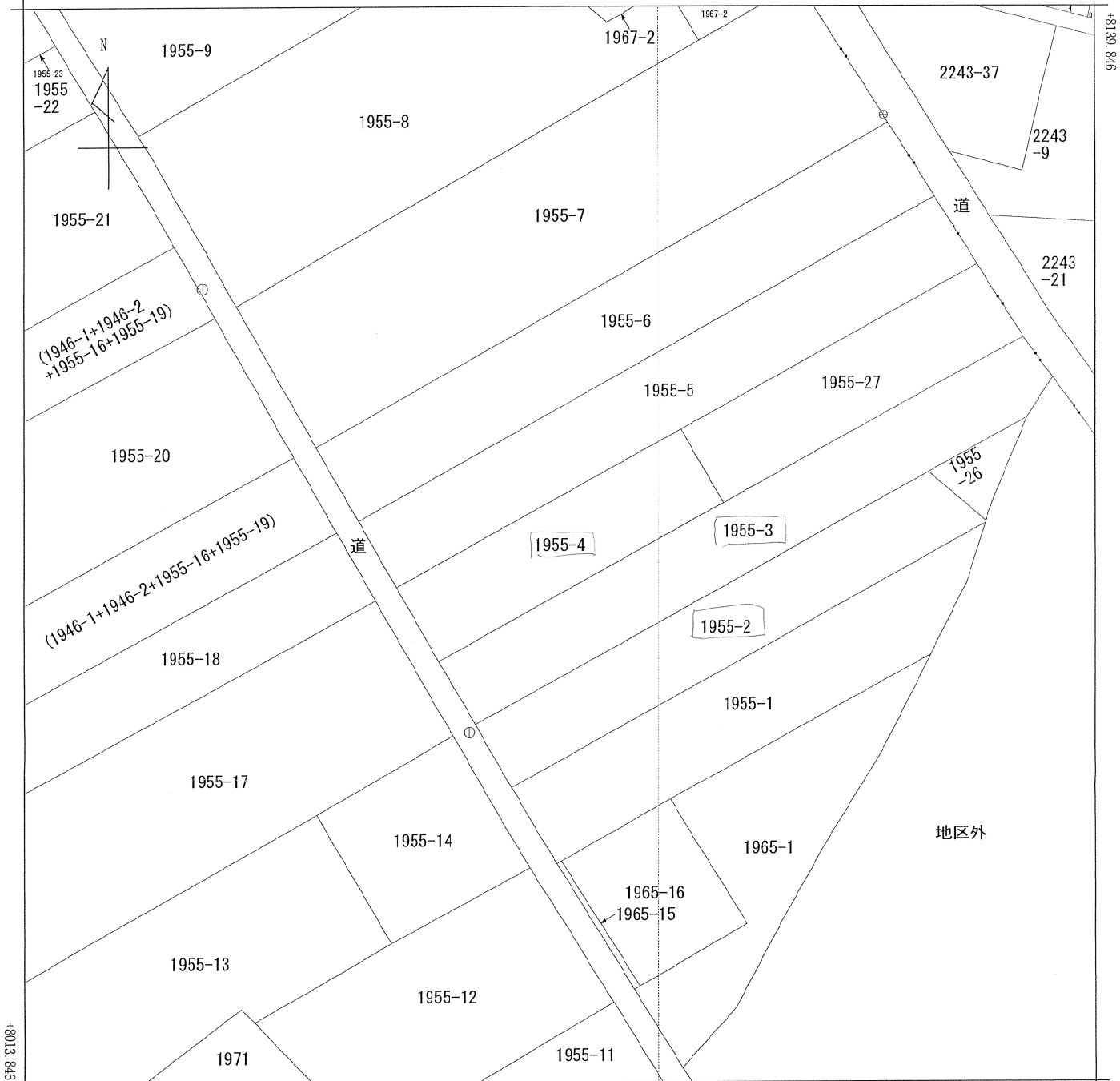
東京都台東区上野 7-11-10 上野第9 秦ビル 地下1階

LEC 株式会社 連絡先 03-5830-1122

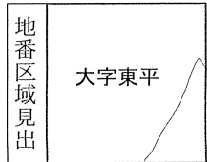
8 関係法令の届出及び認可の状況

農地転用許可申請中





-37965.959 (座標値種別：図上測定)
 (注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	東松山市大字東平字原山			地番	1955番4			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	昭和49年3月			備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (さいたま地方務局東松山支局管轄)

令和5年8月10日
 さいたま地方務局久喜支局
 登記官



表題部 (土地の表示)		調製	平成17年2月23日	不動産番号	0304000483684
地図番号	H51-2 52-1	筆界特定	余白		
所在	東松山市大字東平字原山			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1955番2	畑	102		余白	
余白	余白	521		1965番3を合筆 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和51年10月12日〕	
余白	余白	576		③錯誤 〔昭和52年5月10日〕	
余白	余白	521		③1955番2、1955番26に分筆 〔昭和52年5月31日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成17年2月23日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	余白	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 昭和51年10月12日登記 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成17年2月23日
2	所有権移転	平成17年12月19日 第20193号	原因 平成17年3月14日相続 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(さいたま地方法務局東松山支局管轄)
令和5年8月10日
さいたま地方法務局久喜支局

登記官

川田 一 夫



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成17年2月23日	不動産番号	0304000483685
地図番号	H51-2 52-1	筆界特定	余白		
所在	東松山市大字東平字原山			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1955番3	畑	287		余白	
余白	余白	664		1965番4を合筆 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和51年10月12日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成17年2月23日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	余白	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 昭和51年10月12日登記 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成17年2月23日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(さいたま地方法務局東松山支局管轄)
令和5年8月10日
さいたま地方法務局久喜支局

登記官

川田 一 夫



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成17年2月23日	不動産番号	0304000483686
地図番号	H51-2 52-1	筆界特定	余白		
所在	東松山市大字東平字原山			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1955番4	畑	264		余白	
余白	余白	776		1965番5を合筆 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和51年10月12日〕	
余白	余白	374		③1955番4、1955番27に分筆 〔昭和54年6月6日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成17年2月23日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	余白	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 昭和51年10月12日登記 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成17年2月23日
2	所有権移転	平成19年5月15日 第7549号	原因 昭和58年2月25日相続 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>
3	所有権移転	平成30年11月16日 第11997号	原因 平成30年6月8日相続 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>
4	所有権移転	令和5年3月13日 第2837号	原因 令和4年12月19日相続 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(さいたま地方法務局東松山支局管轄)
令和5年8月10日
さいたま地方法務局久喜支局

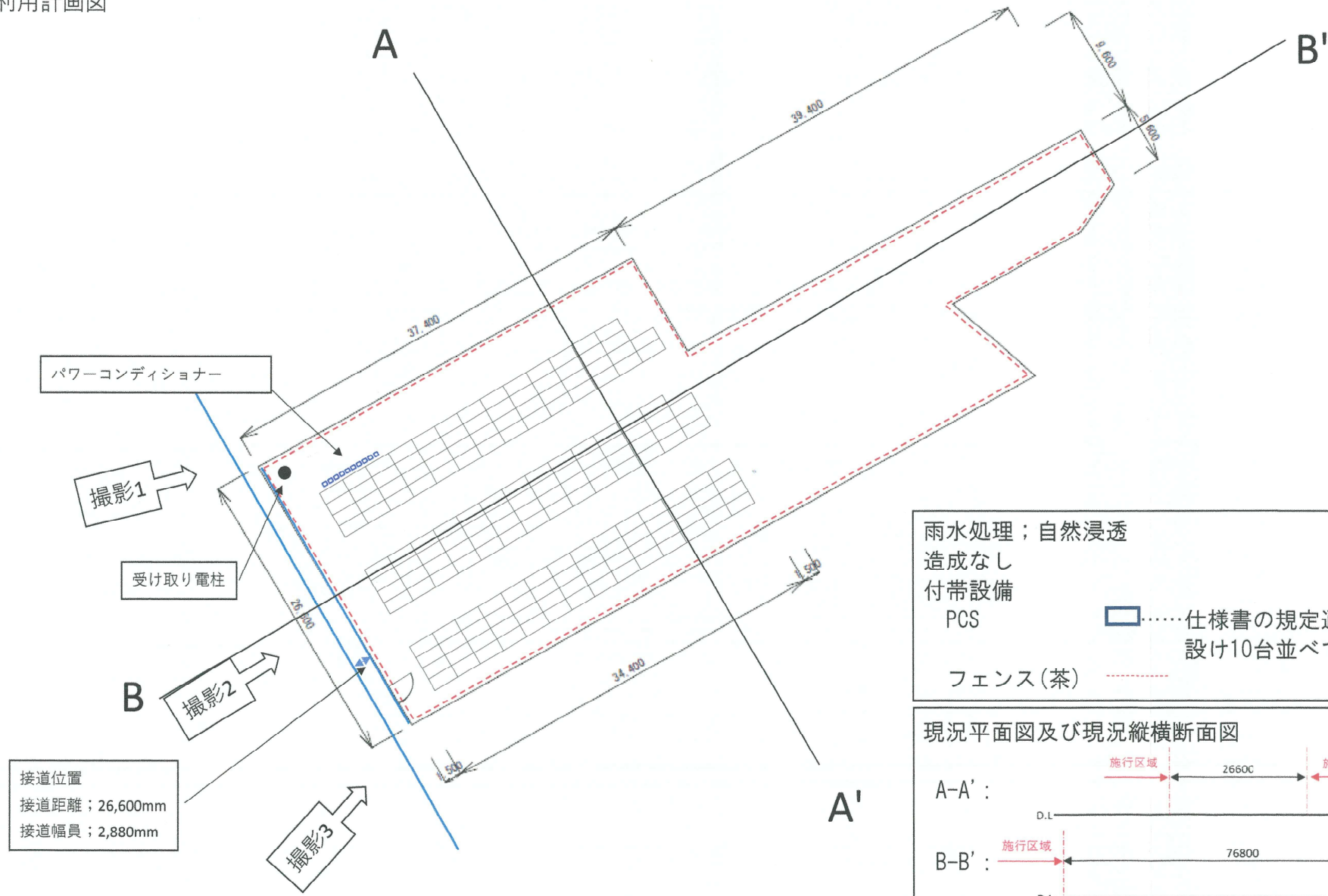
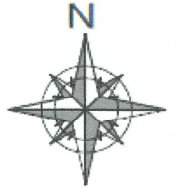
登記官

川田 一夫



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

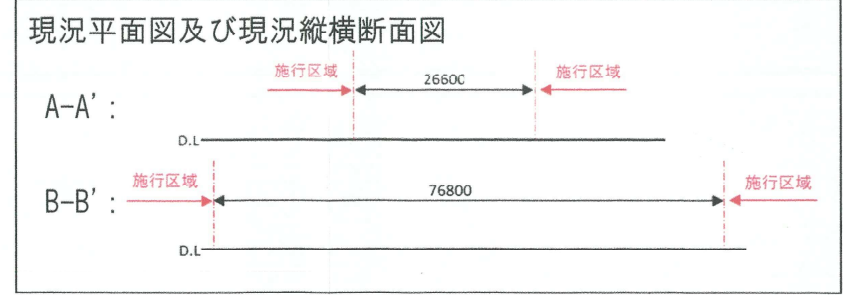
土地利用計画図



接道位置
 接道距離：26,600mm
 接道幅員：2,880mm

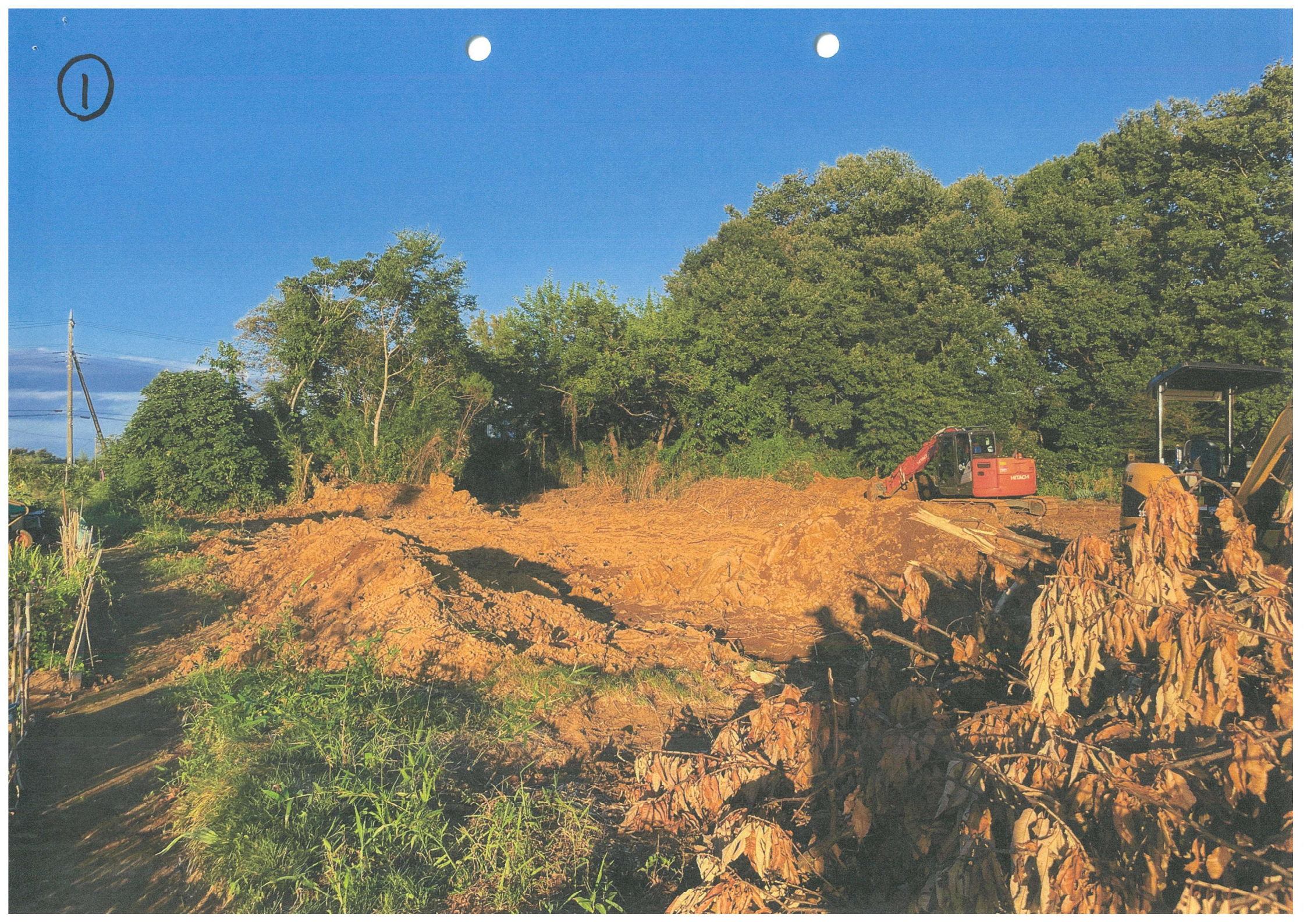
雨水処理；自然浸透
 造成なし
 付帯設備
 PCS
 フェンス(茶)

.....仕様書の規定通りの離隔を
 設け10台並べて設置



物件名				工事名称	野立太陽光発電システム設置工事
施工住所	埼玉県東松山市東平字原山1955-2, 3, 4				
縮尺	設計	確認者	確認	設計訂正	作成年月日
1:500	川村				2023/08/31

①



②

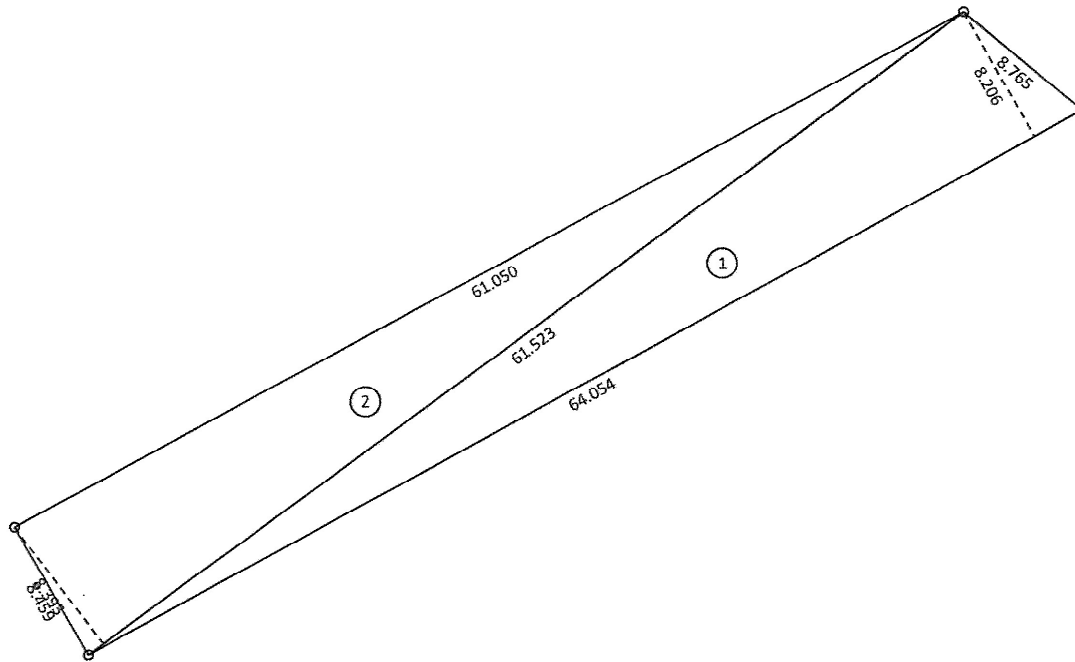


③



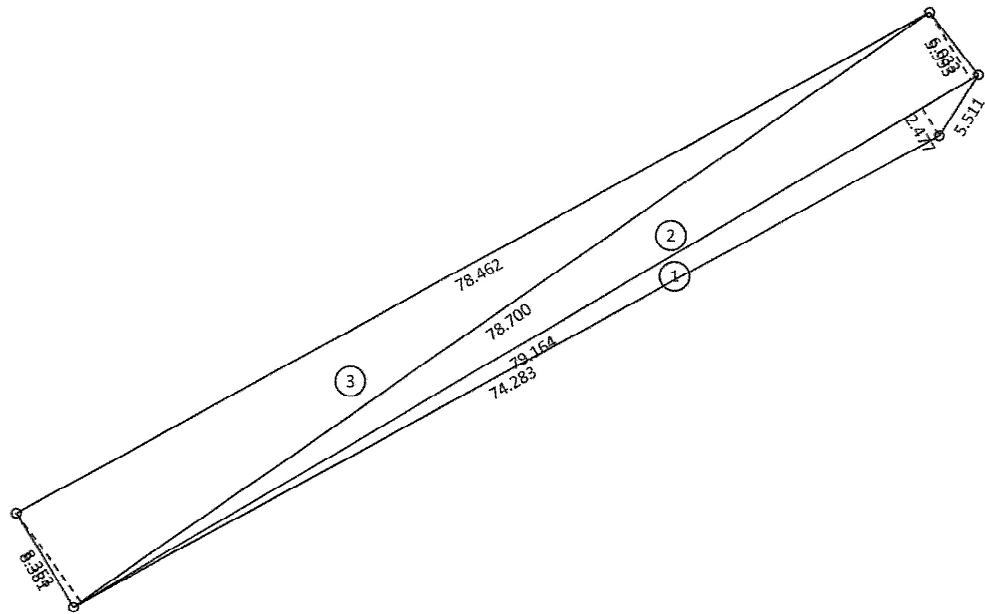
1955-2

求積表			
番号	底辺	高さ	倍面積
1	64.054	8.206	525.627124
2	61.523	8.393	516.362539
合計			1,041.989663
敷地面積			520.99㎡

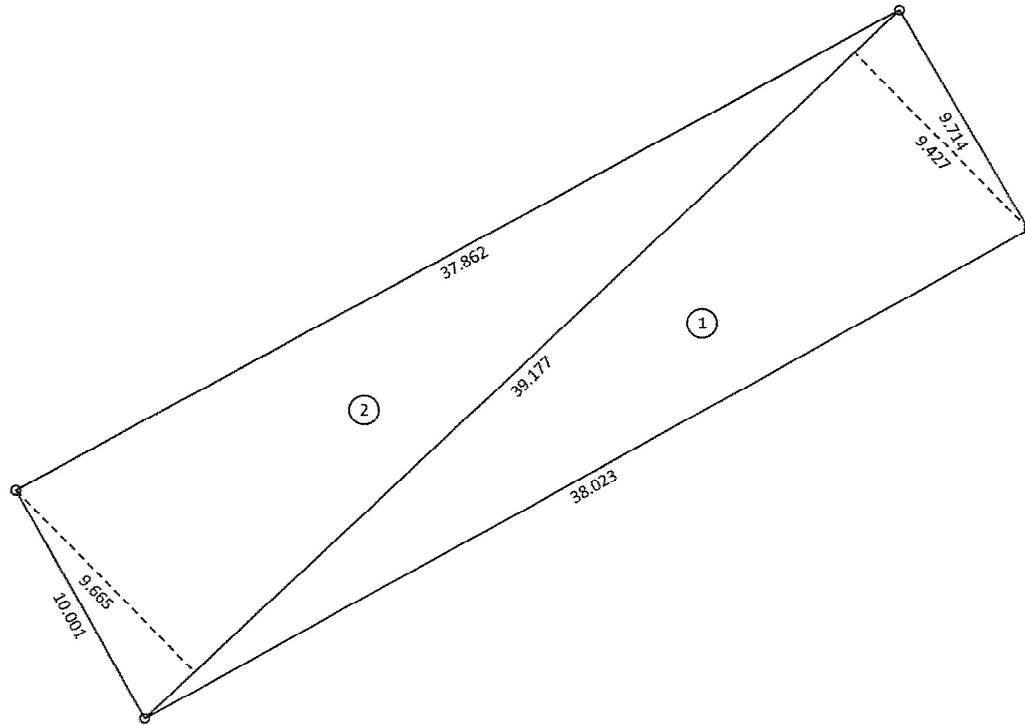


1955-3

求積表			
番号	底辺	高さ	倍面積
1	79.164	2.477	196.089228
2	79.164	5.993	474.429852
3	78.700	8.353	657.381100
合計			1,327.900180
敷地面積			663.95m ²



1955-4



求積表			
番号	底辺	高さ	倍面積
1	39.177	9.427	369.321579
2	39.177	9.665	378.645705
合計			747.967284
敷地面積			373.98㎡

B 雨水の対策量の算定

工種別基礎流出係数から算出する場合

工種別	流出係数	工種別面積	
屋根	0.90		m ²
その他の不透水面	0.80		m ²
間地(空地)	0.20	1111	m ²
その他の不透水面 (太陽光モジュール)	0.80	448	m ²

集水面積 1559 m²

平均降雨強度 I 57mm/hr

総括流出係数 C = (流出係数 × 工種別面積) / 集水面積 0.373
雨水対策量 Q = 1/1000 × C × I × A 33.146 m³/hr

雨水流出抑制施設の処理量

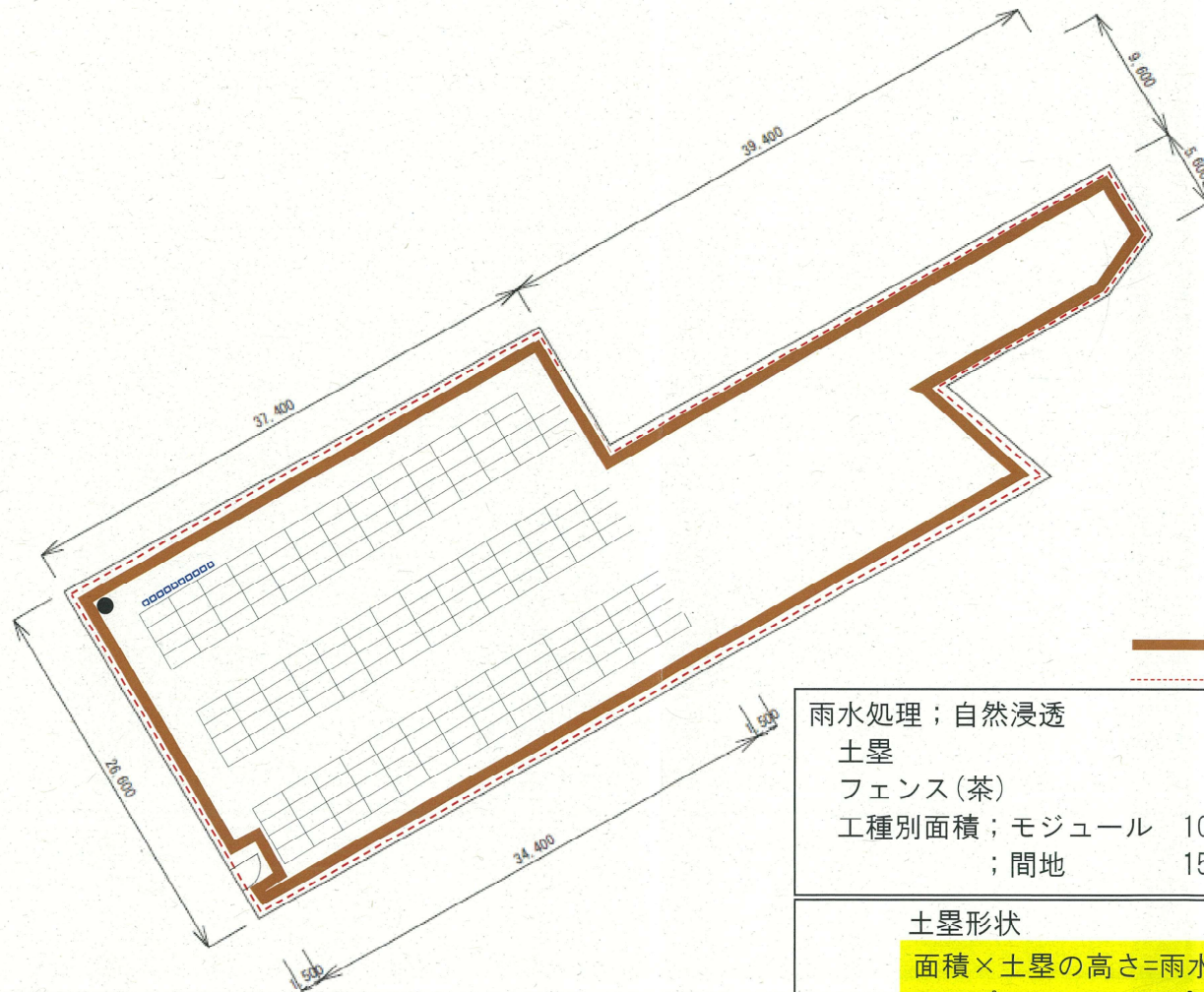
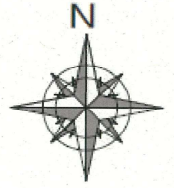
→別紙参照

	名称	浸透量	貯留量
①(浸透トレンチ)	浸透トレンチ	10.728	8.880
③(正方形樹)	正方形樹	7.162	3.536
小計		17.890	12.416
合計		30.306	

雨水流出抑制施設の処理量 Q = 30.306 m³/hr < 33.146 m³/hr

雨水の対策量を雨水流出抑制施設の処理量が下回っているため不合格

雨水対策 (別紙)

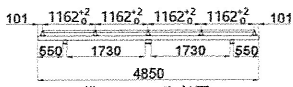


雨水処理；自然浸透
 土塁
 フェンス(茶)
 工種別面積；モジュール $1038\text{mm} \times 2094\text{mm} \times 206\text{枚} = 448\text{m}^2$
 ; 間地 $1559\text{m}^2 - 448\text{m}^2 = 1111\text{m}^2$

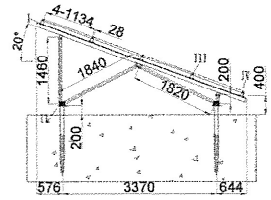
土塁形状

面積×土塁の高さ=雨水対策量
 $1500\text{m}^2 \times 0.3\text{m} = 450\text{m}^3$

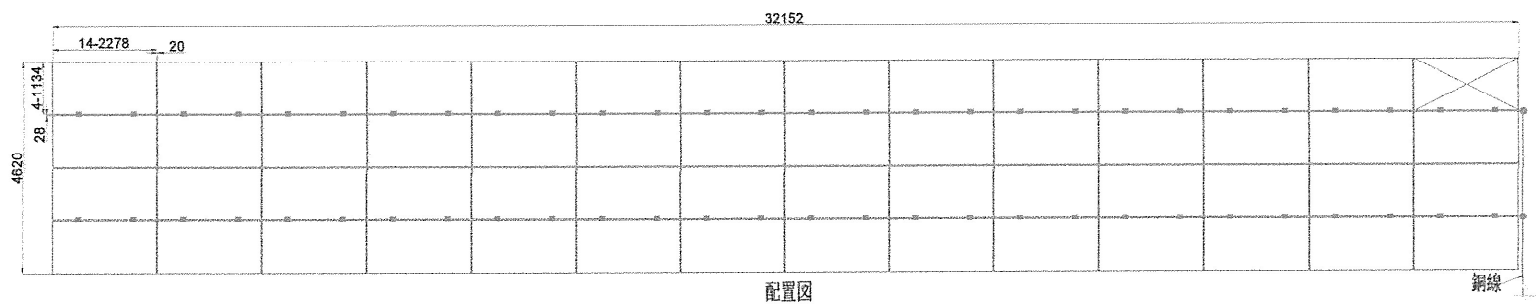
- KS-202-G (アースクリップ)
- KS-202-G (アースタグ)



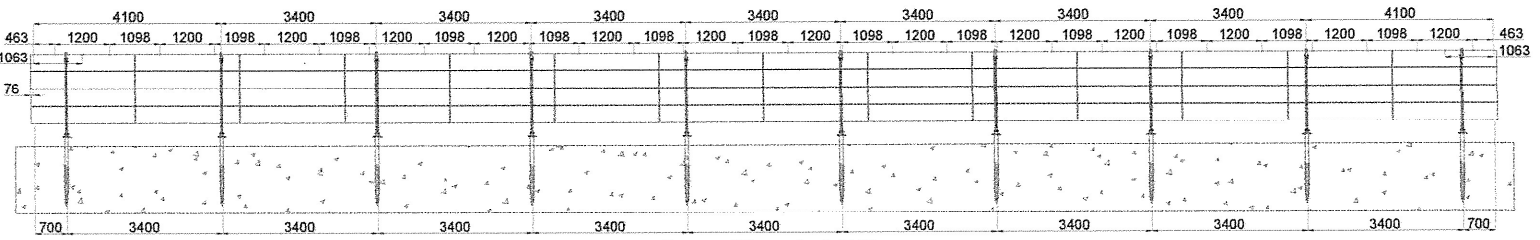
横レールの取付図



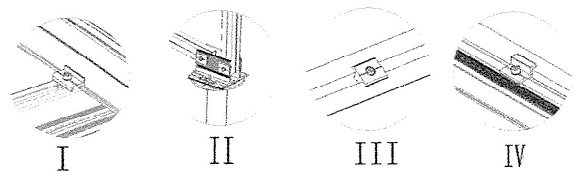
スパン (S/N) 図



配置図



横レール寸法、スパン (E/W) 図



****技術情報****		厦门金華什能源科技有限公司 Xiamen Kingfeels Energy Technology Co., Ltd.
モジュールサイズ	2278X1134X35	
アレイ	4x14-1	計 55
設計基準風速	30m/s	
設置場所の積雪の垂直高さ	30CM	
基礎タイプ	スクリー	
基礎タイプ	スクリー 1800mm	
注意: 設置現場の土壌状況によってグラウンドスターを併用します。KSYS1025 1期に適用します。その範囲は設計書の範囲としておりません。		Project Name: 埼玉県東松山市東平字原山 1955-2---91.575KW
		Dwg No: KJ03103-230625A REV 1.0

有限会社 名里興業
名里貴志 殿

一般社団法人 太陽光発電協会
J P E A 代行申請センター

再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定について (通知)

2021年 8月 10日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 10 条第 4 項において準用する同法第 9 条第 3 項（第 5 号イ及びハを除く。）の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定がなされましたので、通知します。

記

1. 再生可能エネルギー発電事業計画の主な内容

認定日	2019年 3月 27日
変更認定日	2021年 10月 12日
設備 I D	AJ52704C11
担当経済産業局	関東経済産業局
手続番号	20210930関東第 48号
事業者名	有限会社 名里興業
代表者氏名	名里貴志
事業者住所	岐阜県多治見市大原町 1 - 5 7 - 1
「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」への該当	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
発電設備の区分	太陽光発電設備（10kW以上 2,000kW未満）
発電設備の出力	49.5kW
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	-
給電用コンセントの有無	-
発電設備の名称	東平 1 9 5 5 - 2 太陽光発電所
発電設備の設置場所	埼玉県東松山市東平 1 9 5 5 - 2 他 2 筆
農地一時転用許可申請予定の有無	-

太陽電池に係る事項	製造事業者	ネクストエネルギー・アンド・リソース
	種類	A1: 単結晶のシリコンを用いた太陽電池
	変換効率	22.50%
	型式番号	NER144M445C-MCD
	枚数	206枚
	合計出力	91.6kW
配線方法		Z: 全量配線（太陽光）
電気供給量の計測方法		単独計測
自家発電設備等の設置の有無		-
自家消費等計画（自家消費等の比率）		-

2. 備考

- (1) 平成29年経済産業省告示第35号に規定する法第10条第1項の経済産業大臣の変更の認定への該当の有無：有 無
- (2) 本変更事項による調達価格変更の有無：有 無
※無の場合であっても、未稼働措置の理由により調達価格が変更される場合があります。本認定には、変更前に適用されていた調達価格が適用されます。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第6号の規定により、運転開始後1ヶ月以内に、当該発電設備の設置に要した費用に関する情報等を「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」により提出してください。また、経済産業大臣に提出を求められた場合は、同項第7号の規定により、当該発電設備の運転に要する費用に関する情報等を「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」により提出してください。
- (4) 本認定後、認定基準の充足を確認するために必要な情報又は資料の提出や事業計画内容の補正を求める場合があります。

< 教示 >

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

2022年01月19日

有限会社名里興業様

東京電力パワーグリッド株式会社

接続契約のご案内

毎度お引立てに預かり厚くお礼申し上げます。

このたびは電力受給契約に関するお申込みをいただきありがとうございます。

さて、2018年11月07日 NO.1181006295100にて、お申込みいただきました内容について、協議をさせていただきました結果、2018年11月20日を以って、接続契約を締結いたしましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

記

発電場所	埼玉県東松山市大字東平 1955-2		
受電地点特定番号	03-0012-1041-5035-1707-4795		
受給開始希望日	2022年01月19日		
電圧	単相3線式100/200V	検針日	24
発電出力	49.5キロワット	発電種別	太陽光
工事費負担金	607,403円（うち消費税相当額 44,992円）		
その他	<ol style="list-style-type: none">1. 工事費負担金は、その工事費の全額を工事着手前に発電者さまから申し受けるものとします。2. 発電設備の電圧上昇制御機能等の動作によって受給電力量が減少した場合には、当社は、その減少した受給電力量について補償の責めを負いません。3. 系統連系保護装置の整定値については、受給開始日までに発電者さまにより整定していただきます。4. 上記に記載のない事項につきましては、当社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（以下「契約要綱」といいます。）」によるものとします。5. 当社は、契約要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の受給条件は、契約期間にかかわらず、その変更後の契約要綱によるものとします。		




以上

別表第1（禁止区域）

区域の名称等	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域	⇒該当無し；別紙①参照
建設省砂防課長通達（昭和41年10月14日）により指定された急傾斜地崩壊危険箇所	⇒該当無し；別紙②参照
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物が、不法に投棄又は残置されている区域	⇒該当無し；東松山環境管理事務所より解答あり（2023年9月5日） 該当区域が存在しない。
砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地	⇒該当無し；別紙②参照



凡例

【既往危険箇所】

- 11105-I-0001  急傾斜地崩壊危険区域
- 369-I-001  土石流危険渓流
土石流危険区域
- 2-10  地すべり危険箇所

【土砂災害警戒区域・特別警戒区域】

急傾斜地の崩壊

-   R保留箇所

土石流

-   R保留箇所

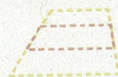
地すべり



※赤字：指定済の箇所(R保留を含む) 日付は指定日を示す
 11105-I-0001 H20.1.1
 ※青字：調査中の箇所
 11105-I-0001

【土砂災害警戒区域・特別警戒区域 解除】

急傾斜地の崩壊



※赤字：指定済の箇所(R保留を含む) 日付は指定日(解除日)を示す
 11105-I-0001 H20.1.1 (解除 H21.1.1)

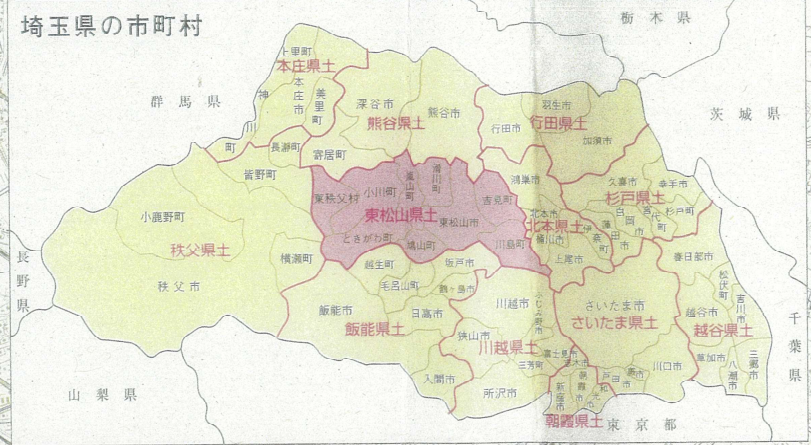
測量のための参考資料です。
 他の目的には使用できません。
 使用後は、廃棄してください。
 埼玉県東松山県土整備事務所 管理担当
 5月9日



埼玉県 東松山県土整備事務所 河川・砂防図

凡例

	砂防指定地域		河川区域(3号)
	地じり防止地域		河川保全区域
	急傾斜地崩壊危険区域		高速自動車道
	河川(大臣管理区間)		一般国道
	一級河川(知事管理区間)		主要地方道
	水位観測所(直轄)		一般県道
	水位観測所		自転車道
	雨量観測所		計画線・工事中道
	排水機場		私道
	土砂災害情報表示板		鉄道



測量図としての参考資料です。
他の目的には使用できません。
使用後は廃棄してください。
埼玉県東松山県土整備事務所 管理担当
5.9. 日 5

36°5'

河川表

河川番号	河川名	延長(m)	摘要	河川番号	河川名
①	荒川	20,767	日本橋市年月日 T 6.10.2	⑧	荒川
②	入間川	3,150	T 7.5.10	⑨	丸九九川
③	越辺川	17,400	T 6.10.1	⑩	九十九川
④	嵯峨川	27,000	T 10.11.10	⑪	雀川
				⑫	安藤川
⑤	市野川	38,142	S 6.11.1	⑬	新江川
				⑭	鷺川
⑥	槻川	24,899	S 5.5.1	⑮	水川
⑦	清川	13,500	S 24.8.25	⑯	角川
				⑰	新横塚川

砂防指定地

水系名	幹川名	小支川名	深流名	深流名	所在地	摘要	水系名	幹川名	小支川名	深流名
荒川	槻川				東秩父村	S18.11.6 S18.2.2 S39.2 1580号	荒川	都幾川		大羽橋
◇	◇	◇	阿久津川	◇	◇	S38.9.11 2803号	◇	◇	◇	空堀
◇	◇	◇	奈田良沢	◇	◇	S39.9.17 2691号	◇	◇	◇	中力
◇	◇	◇	北島川	◇	◇	S40.11.19 3291号	◇	◇	◇	宮沢
◇	◇	◇	五間沢	◇	◇	S41.3.22 796号	◇	◇	◇	成
◇	◇	◇	菅の平沢	◇	◇	S41.3.22 3583号	◇	◇	◇	七重
◇	◇	◇	新屋敷沢	◇	◇	S43.12.12 2688号	◇	◇	◇	八木成
◇	◇	◇	杉奈窪沢	◇	◇	S43.12.14 2613号	◇	◇	◇	膳倉
◇	◇	◇	湖の上沢	◇	◇	S24.4.11 268号	◇	◇	◇	正法寺
◇	◇	◇	栗和田川	◇	◇	S42.12.28 4613号	◇	◇	◇	慈光寺
◇	◇	◇	億方沢	◇	◇	S56.7.8 1457号	◇	◇	◇	水川
◇	◇	◇	八幡沢	◇	◇	S37.10.15 2653号	◇	◇	◇	西川原
◇	◇	◇	上の山沢	◇	◇	S38.11.1 2013号	◇	◇	◇	宮平
◇	◇	◇	大内沢	◇	◇	S43.12.12 2669号	◇	◇	◇	以後分谷
◇	◇	◇	所沢	◇	◇	S51.3.5 247号	◇	◇	◇	後野川
◇	◇	◇	白石川	◇	◇	S45.8.10 1215号	◇	◇	◇	日尺西
◇	◇	◇	綿野沢	◇	◇	S39.9.17 2691号	◇	◇	◇	下日尺
◇	◇	◇	堂平沢	◇	◇	S39.1.17 2691号	◇	◇	◇	芦田
◇	◇	◇	和地場川	◇	◇	S39.1.17 2691号	◇	◇	◇	東
◇	◇	◇	荻平川	◇	◇	S50.1.21 1457号	◇	◇	◇	高根
◇	◇	◇	小幡沢	◇	◇	S52.11.13 2691号	◇	◇	◇	桃の木
◇	◇	◇	八幡山沢	◇	◇	S39.1.17 2691号	◇	◇	◇	瀬戸
◇	◇	◇	帯沢川	◇	◇	S50.1.21 1457号	◇	◇	◇	番匠